

さいたま都市計画第一種市街地再開発事業の決定（さいたま市決定）

都市計画大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称	大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業					
面積	約1.3ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模		備考
				幅員	延長	
		区画街路	7・4・13 桜木1号線	16m	約90m	同時に都市計画決定
			7・5・14 桜木2号線	15m	約110m	同時に都市計画決定
		区画道路	区画道路（Ⅰ）	7.5m [15m]	約90m	[]内は全体幅員 既存道路、整備済
			区画道路（Ⅱ）	約4.65m [6m]	約130m	[]内は全体幅員 未整備の為、既存道路の拡幅
	区画道路（Ⅲ）		約2.75m [5.5m]	約25m	[]内は全体幅員 既存道路、整備済	
下水道	公共下水道として整備					
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
	建築面積	延床面積 (容積対象床面積)	建築面積の割合	延床面積の割合		
	約290㎡	約3,500㎡ (約3,000㎡)	約5/10	約50/10	商業 業務 施設/ 住宅 施設	容積率の最高限度 50/10以下 容積率の最低限度 20/10以上 建ぺい率の最高限度 8/10以下 建築面積の最低限度 200㎡以上 壁面の位置の制限 1.5m
約4,400㎡	約68,000㎡ (約49,000㎡)	約6/10 ※1	約65/10	商業 業務 施設/ 住宅 施設/ 駐車 場	容積率の最高限度 65/10以下 容積率の最低限度 20/10以上 建ぺい率の最高限度 5/10以下 建築面積の最低限度 1,500㎡以上 壁面の位置の制限 4.0m 敷地の最低規模 500㎡以上	
建築敷地の整備	建築敷地面積		整備計画			
	約8,200㎡		壁面の位置の制限により、敷地内に有効空地を整備し、歩行者の快適性・安全性を確保する。			
住宅建設の目標	約580戸					

※1：建築面積の割合は、高度利用地区の制限内容のただし書き適用。

「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：防災性を向上し、都心にふさわしい市街地の形成を図るため、市街地再開発事業の決定を行う。